

○島本町立学童保育室設置条例

昭和 5 7 年 4 月 1 日

条例第 5 号

注 平成 1 0 年 3 月 1 2 日条例第 5 号から条文注記入る。

(設置)

第 1 条 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 8
第 1 項の規定に基づき放課後児童健全育成事業を実施するため、
島本町立学童保育室（以下「学童保育室」という。）を設置す
る。

（平 1 0 条例 5 ・全改、平 2 8 条例 4 ・一部改正）

(名称、位置及び定員)

第 2 条 学童保育室の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
第 一 学 童 保 育 室	島本町広瀬一丁目 5 番 5 号
第 二 学 童 保 育 室	島本町東大寺四丁目 1 6 7 番地
第 三 学 童 保 育 室	島本町桜井二丁目 2 5 番 1 号
第 四 学 童 保 育 室	島本町高浜二丁目 2 番 1 号

2 学童保育室の定員は、島本町放課後児童健全育成事業の設備
及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年島本町条例第

25号)に定める基準に従い、学童保育室の施設の状況、学童保育室への入室が見込まれる児童の数その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定める。

(平15条例4・平15条例23・平16条例19・平18条例10・平28条例4・一部改正)

(入室資格)

第3条 学童保育室に入室できる児童は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 町内に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定に基づき記録されていること。

(2) 保護者が昼間の労働又は疾病等の事由により、監護に欠けること。

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校の第1学年から第4学年までであること。

(4) その他教育委員会が適当と認めること。

(平10条例5・平16条例19・平24条例3・平28条例24・一部改正)

(入室許可)

第4条 学童保育室に入室しようとする者は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請し、教育委員会の許可を受けなければならない。

(平16条例19・一部改正)

(入室許可の取消し)

第 5 条 教育委員会は、児童又は保護者がこの条例又は、この条例の規定に基づく処分に違反したときは、入室の許可を取り消すことができる。

(平 1 6 条例 1 9 ・ 一部改正)

(保育料)

第 6 条 学童保育室に入室した児童の保護者は、保育料として、当該児童 1 人につき月額 8 , 5 0 0 円 (おやつ代 1 , 5 0 0 円を含む。) を納付しなければならない。

2 第 8 条第 2 項の規定により延長した開室時間に学童保育室を利用した児童の保護者は、保育料として、当該児童 1 人につき日額 3 0 0 円を納付しなければならない。

(平 1 8 条例 1 0 ・ 令 5 条例 2 3 ・ 一部改正)

(保育料の減免)

第 7 条 教育委員会は、保護者において特別の理由があると認めるときは、保育料の全部又は一部を免除することができる。

(平 1 6 条例 1 9 ・ 一部改正)

(開室時間)

第 8 条 学童保育室の開室時間は、次の各号に掲げる日の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 学校の授業日 (次号に掲げる日を除く。) 午後 1 時から午後 5 時 3 0 分まで

(2) 学校の授業日 (午前中に授業が終了する日に限る。)

午前 1 1 時 3 0 分から午後 5 時 3 0 分まで

(3) 学校の休業日 午前 8 時から午後 5 時 3 0 分まで

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、あらかじめ児童の保護者から申出があるときは、同項の開室時間を延長して学童保育室を開室することができる。この場合において、延長する開室時間は、午後 5 時 3 0 分から午後 7 時までとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めたときは、学童保育室の開室時間を臨時に変更することができる。

(平 1 8 条例 1 0 ・追加、平 2 5 条例 2 3 ・令 5 条例 1 2 ・
一部改正)

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、学童保育室の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平 1 6 条例 1 9 ・一部改正、平 1 8 条例 1 0 ・旧第 8 条
繰下)

附 則

この条例は、昭和 5 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 5 9 年 3 月 3 1 日条例第 7 号)

この条例は、昭和 5 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 0 年 3 月 1 2 日条例第 5 号)

この条例は、平成 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 1 5 年 3 月 3 1 日条例第 4 号)

この条例は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 11 月 28 日 条例第 23 号）

この条例は、平成 15 年 12 月 15 日から施行する。

附 則（平成 16 年 9 月 13 日 条例第 19 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

（島本町立学童保育室設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2 第 2 条の規定による改正前の島本町立学童保育室設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、第 2 条の規定による改正後の島本町立学童保育室設置条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日 条例第 10 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 6 日 条例第 3 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 17 日 条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 4 日 条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 12 月 15 日 条例第 24 号）
（施行期日）

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成29年4月分以降の月分の保育料について適用し、平成29年3月分以前の月分の保育料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月31日条例第12号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月19日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の島本町立学童保育室設置条例の規定は、令和6年4月以後の月分の保育料について適用し、同年3月分以前の月分の保育料については、なお従前の例による。